

Economic Trends

発表日: 2020 年 12 月 14 日(月)

2021 年度税制改正大綱のポイント整理

～短期の負担軽減策と中長期のデジタル・グリーン推進が柱に～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部

副主任エコノミスト 星野 卓也 (Tel : 03-5221-4547)

(要旨)

- 与党は「令和3年度税制改正大綱」を決定。デジタル・グリーン関連投資への設備投資減税や、住宅ローン減税の延長などが盛り込まれた。コロナ禍の景気影響を和らげるための減税措置とデジタル・グリーンを中心とする産業構造転換促進の2点に主軸が置かれている。
- 設備投資減税はDX促進税制、カーボンニュートラル促進税制が新設。前者はデータ連携やクラウド技術の活用や生産性向上、後者の要件は生産プロセスの脱炭素化などに関連した投資が対象。所得拡大促進税制の要件は「継続雇用者給与」から「新規雇用者給与」に切り替えられ、「賃上げ」から「雇用拡大」により重心を移す。
- 住宅ローン減税は景気に配慮する形で延長、面積要件の緩和などが行われる。一方、支払利息以上に減税を受けられる状態を是正することを念頭に、次回の税制改正での見直し検討が明記。家計負担は増加することになる。控除率の上限を1%・支払利息分までとする改正が一案として挙げられているが、これは家計の住宅ローン商品選択のインセンティブ構造に与える影響が大きく、何らかの修正が施されることが考えられる。
- 高齢者マネー活用の観点での「資産移転の促進」、労働市場流動化の観点での「退職所得税制の見直し」が大きな課題。2点とも大綱において問題意識が記されているが、議論の進展はみられない。議論の加速が望まれる。

○「短期」の目線と「中長期」の目線の両睨み

11日、与党は「令和3年度税制改正大綱」を決定した。これは2021年度以降の税制改正のメニューであり、今後閣議決定を経て国会成立の見込みだ。今回の税制改正の方向性は大きく2つで、第一に減税措置による景気悪化への対応、第二にデジタル化・グリーン分野の投資などの促進である。短期目線の経済下支えと中長期目線での産業構造転換を目指すものとなっており、先般閣議決定した経済対策と歩調を合わせるものとなっている¹。

大綱の内容を概観すると、景気下支えのために民間の負担緩和を図る観点で、住宅ローン減税や自動車関連税制の特例を延長するほか、2021年度限定で固定資産税が前年から増えないよう措置する。また、所得拡大促進税制に関して、旧来「継続雇用者の給与増」を要件としていたところを「新規雇用者の増加」とし、一人当たりの賃金から雇用の拡大に重点を置いた形とする。設備投資減税は景気対策の観点から延長、対象となる投資をデジタル・グリーン関連の設備投資とする。中小企業に対しては、法人税の軽減税率措置や設備投資減税を延長するほか、M&Aを行う際の損失準備金制度を創設、この損金算入を認める形で中小企業の再編を促進する。国際金融都市実現のため、人材・企業を

¹ 「国民の命とくらしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2020年12月8日閣議決定）。内容等に関して、EconomicTrends「[73兆円経済対策の解剖](#)」（2020年12月9日）でまとめています。

誘致する観点から、外国人高度人材の国外財産に対する相続税を非課税とするなどの措置を講じる。個人型確定拠出年金（iDeco）をはじめとする私的年金制度について、これらを併用する場合における拠出限度額の不公平を是正する。また、行政のデジタル化や手続き簡素化の観点で、国税関連の書類に関する押印義務を、実印・印鑑証明が必要なものを除いて廃止する（今回改正の全体像は本稿末の参考資料にまとめた）。

○デジタル・グリーン関連投資や雇用拡大を行う企業への減税措置

企業減税について詳しく見ていく。まず、デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制を創設する。これは、新商品開発・新需要開拓や生産性向上に取り組む企業として認定を受けた企業を対象に、要件を満たした設備投資を実施した場合に法人税を減税するものである。要件には、他法人とのデータ連携やクラウド技術の活用などの「デジタル要件」、製造原価の削減やROAの改善等の「企業変革要件」があり、デジタル化やそれによる生産性控除を促すことを目指すものとなっている。さらに、カーボンニュートラル促進税制を新設し、脱炭素化や生産プロセスの省エネ化につながる投資に対しても最大10%の税額控除が受けられるよう制度を設ける。

既存の制度にも見直しがかかる。研究開発税制は、現行制度よりも試験研究費の増加に合わせて税額控除率が高くなる仕組みとし、インセンティブを効かせる。企業の所得拡大促進税制は、現行制度では継続雇用者給与の増加を対象としており、「既存社員の賃上げ」に重点を置いた内容となっているが、来年度以降は「新規雇用者給与」の増加を対象とする。雇用情勢の悪化に鑑み、賃上げから雇用拡大を重視した形へと制度を修正する。

資料1. 設備投資や所得拡大促進税制などの主な内容

制度	主な内容
DX 投資促進税制（新設）	・ デジタル要件、企業変革要件を満たす設備投資について、3%の税額控除（グループ外事業者とのデータ連携を伴えば5%）、特別償却30%のいずれかを選択適用
カーボンニュートラル促進税制（新設）	・ 脱炭素化を加速する、生産プロセスの脱炭素化などの要件を満たす場合に5%または10%の税額控除、50%の特別償却のいずれかを選択適用
研究開発税制	・ 試験研究費の増減に合わせ、2～14%の税額控除（中小法人は12～17%）、控除上限は法人税額の25%、一定のベンチャーは40% ・ 試験研究費の売上比率など要件を満たせば控除上限を上乗せ ・ 現行制度では6～14%、よりインセンティブの効く形に ・ 試験研究費にクラウド環境で提供する自社利用ソフトウェアを追加 ・ オープンイノベーション型税制の対象に国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人を追加
所得拡大促進税制	・ 新規雇用者給与等支給額が対前年度2%以上、全雇用者給与等支給額が前年を上回れば、新規雇用者給与等支給額の15%の税額控除 ・ 教育訓練費を2割以上増やせば控除率を5%上乗せ ・ 控除上限は法人税額の20%を限度

（出所）自由民主党・公明党「令和3年度税制改正大綱」より第一生命経済研究所作成。

○住宅ローン減税、贈与税非課税措置を延長。次の大綱で「借り得」にメス

住宅ローン減税については、2019 年 10 月から措置されている控除期間の特例措置（控除期間を 10 →13 年に）の入居期限を当初の 2020 年末から 2022 年末へと延長する。さらに、対象となる住居の面積の要件を「50 平米以上」から「40 平米以上」に緩和する（40～50 平米の住居での利用は所得が 1,000 万円以下の場合に限定）。また、2021 年 4 月に縮小予定だった住宅購入の際の直系尊属からの贈与税非課税措置について、2021 年 4 月～12 月までの間は据え置くこととした。コロナ禍の中で、景気に配慮した内容となっている。

資料 2. 住宅関連税制の改正内容

制度	改正前	改正後
住宅ローン減税特例措置 (控除期間 10→13 年)	2020 年 12 月までの入居が対象 ※コロナ影響での遅れなら 2021 年 12 月まで OK	2022 年 12 月までの入居が対象
面積要件	50 平米以上	40 平米以上
所得要件	合計所得金額 3000 万円以下	50 平米以上なら合計所得金額 3,000 万円以下 40～50 平米なら合計所得金額 1,000 万円以下
直系尊属からの贈与税非課税	2021 年 4 月から縮小 (消費税 10%の省エネ等住宅なら 1,500 万円→1,000 万円)	2021 年 12 月末まで据え置き

(出所) 自由民主党・公明党「令和 3 年度税制改正大綱」より第一生命経済研究所作成。

一方で、2022 年の税制改正で家計の負担増につながる施策が検討されることとなった。低金利環境のもとで、住宅ローン減税の控除率である「1 %」を下回る住宅ローン金利が多くなっており、減税額が支払利息を上回る状態が生まれている。会計検査院の「平成 30 年度決算検査報告」（2019 年 11 月）²において、この「ローンを借りた方が得」になる状態が、不必要なローンを組む・繰り上げ返済をしない誘因になる、として問題視された³。これに対応した改正議論が今後行われることになる。

大綱では改正の一例として「控除額を 1 %を上限として支払利息分までとする」＝「実質マイナス金利の状態を認めない」形とすることが示唆されている⁴。しかし、仮にこの通りに制度改正が行われると、消費者側からみると 0～1 %までの借入金利がすべて実質 0 %で無差別な状態になり、インセ

² https://www.jbaudit.go.jp/report/new/characteristic30/fy30_kanshin_ch04_pl.html

³ この指摘は一見もっともなのだが、よく考えると引っかかる部分はある。そもそもこの低金利状態につながる一つの要因だった日本銀行のマイナス金利政策自体が、「借り得」状態を作ることによって資金供給を促し、経済を活性化させる趣旨のものであったと思われる（もちろん会計検査院と日本銀行は別組織なのだが）。政府自身も市場を通じてマイナス金利で資金を調達し、「借り得」状態の恩恵を受けている。マイナスの金利が常態化する中で「借り得はNG」という方向性で制度改正を行うのなら、なぜそれがいけないのかに関して丁寧に議論をして位置づけや理念を整理したほうが良いと思う。

⁴ 大綱では、「1 %を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を令和 4 年度税制改正において見直すものとする。」とされている。

ンティブの構造がゆがむ可能性がある。例えば、変動金利 0.5%、固定金利 1.0%の借入金利があったとき、現行制度ではいずれも▲1%の減税が受けられるため、これを考慮すると変動金利▲0.5%、固定金利は 0.0%で実質的に借り入れることができる。一方、先の改正を行うと実質的なマイナス金利状態が認められなくなり、変動金利、固定金利ともに実質 0.0%で差がなくなる。家計側からみれば固定金利のプレミアムを支払わずとも、将来の金利上昇リスクをヘッジできることになり、固定金利が選択されやすくなると考えられる。また、金利の低さを武器にしている銀行は、改正によって競争力を失う可能性がある（例えば、0.4%のA銀行と 0.8%のB銀行の金利は、ともに住宅ローン減税で実質 0%で同じになる）。このように、インセンティブ構造への影響が大きくなるため、この案には何らかの修正が加えられるのではないかと考えている。

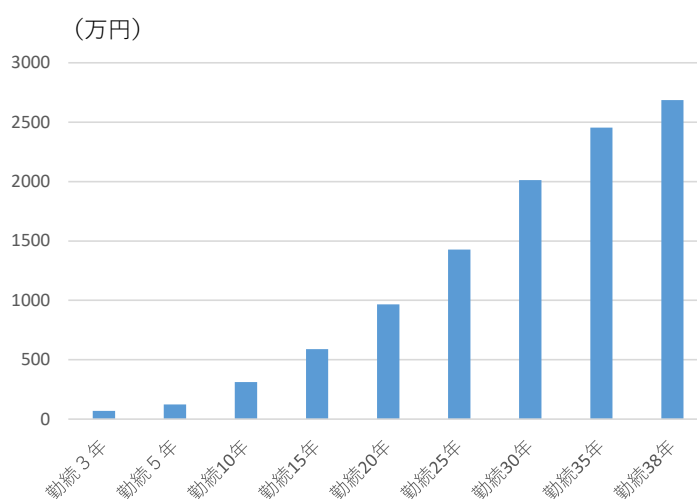
○進まない「宿題」：資産課税の中立性・退職所得税制

現行税制には、中長期的な経済への影響の観点で対応すべき大きな課題が2つあると考えている。第一に資産移転の促進だ。1,800兆円にのぼる国内の個人金融資産の多くが高齢者に偏在しており、これを消費や投資に回すことで経済活動に資するものにしていくことが、今後の日本経済の底上げのために重要な課題である。長寿命化とともに被相続人が高齢化しており、相続人も高齢化する「老老相続」が多くなっている。より消費のニーズがあり、投資に対するリスク許容度も高い若い世代へと、生前贈与等を通じて資産移転を促す方向での改正が求められている。

第二に、退職金税制のあり方だ。退職金は勤続年数に応じて累進的に増える仕組みとなっている企業が多く、これが働く側にとって同じ企業に勤め続ける誘因となっている。産業構造転換、それによる生産性向上や潜在成長率の引き上げのためには、積極的な労働移動が不可欠だが、退職金制度はそれを妨げる仕組みと言えるだろう。こうした累進的な退職金制度の実態に合わせる形で、税制における退職所得の控除額も勤続年数に応じて増え、さらに勤続年数が長い部分に累進性がある仕組みとなっている⁵。柔軟な労働移動を促す観点からも、税制から退職所得控除のあり方を見直す必要があるだろう。

この2つの問題意識は、過去の大綱においても触れられているが、今回の大綱でも引き続き課題として挙げられるにとどまっており、具体的な進展はみられていない（資料4）。制度改正議論の加速が求められている。

資料3．勤続年数毎の平均退職金額



(注) 大卒、事務・技術労働者、総合職、会社都合の値。

(出所) 中央労働委員会「賃金事情等総合調査」(令和元年)

⁵ 勤続年数 20 年までの部分は 40 万円×勤続年数、20 年超の部分は 70 万円×勤続年数。

資料 4. 最近の税制改正大綱における資産課税と退職所得課税に関する記述

(資産課税の中立性に関連した記述)

2019 年度 税制 改正 大綱	高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっている。諸外国の制度をみると、生前贈与と相続に対して遺産税もしくは相続税を一体的に課税することにより、資産移転の時期の選択に中立的な税制が構築されている例がある。一方、わが国においては、平成 15 年に相続時精算課税制度が導入されており、本制度の適用を選択すれば、生前贈与と相続に対する一体的な課税が行われるが、本制度は必ずしも十分に活用されていない。今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないよう、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。
2020 年度 税制 改正 大綱	高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっている。今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないよう、機会の平等の確保に留意しながら、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。
2021 年度 税制 改正 大綱	高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みづらい状況にある。高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

(退職所得に関連した記述)

2019 年度 税制 改正 大綱	「人生 100 年時代」に向けて、全世代型社会保障制度の構築が進められていく中、税制においても、どのようなライフコースを歩んだ場合でも老後に備える資産形成について公平に税制の適用を受けることができる制度のあり方を考えることが必要である。こうした認識の下、関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める。その際には、拠出・運用・給付の各段階を通じた課税のあり方について、公平な税負担の確保等の観点から検討する必要がある。また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。
2020 年度 税制 改正 大綱	現在の退職給付は一時金での受け取りが多いが、税制についても、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立ではないという課題がある。また、一時金払いの場合、勤続期間が 20 年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みとなっており、転職などの増加に対して対応していないといった指摘もある。税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとすべく、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても考える必要がある。

2021 年度 税制 改正 大綱	給付段階の課税について、給付が一時金払いか年金払いによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立でないこと、勤続年数が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘がある。雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要がある。
------------------------------	---

(出所) 各年度の税制改正大綱から第一生命経済研究所が作成。

参考資料：2021 年度税制改正大綱の全体像

1. ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(1) 産業競争力の強化、経済下支え

- ・クラウド技術の活用等、要件を満たした設備投資について減税（2022 年度末まで）
- ・インセンティブが効くように控除率見直し等を行ったうえで、研究開発税制を延長（2022 年度末まで）
- ・賃上げ減税の要件を「継続雇用者給与＋3％」から「新規雇用者給与＋2％」に（2022 年度末まで）
- ・設備投資実施など所定要件を満たした場合、最大 100％まで繰越欠損金による所得控除が可能に
- ・固定資産税が増加する場合も前年度水準に据え置き（2021 年度に限る）

(2) 株式対価 M&A の促進

- ・買収会社の自社株等を対価にする M&A について、対象会社株式にかかる譲渡損失課税を繰延可能に

(3) 国際金融都市に向けた税制措置

- ・非上場企業の場合も、投資運用業の役員に対する業績連動給与の損金算入を認める
- ・外国人労働者（高度人材）の国外財産に対する相続税を非課税に
- ・ファンドマネジャーのキャリドインタレストを株式譲渡益等として分離課税に

(4) 住宅ローン控除などの見直し

- ・消費税率引き上げ時の特例（控除期間 13 年）について、適用期限を 1 年延長（2022 年末まで）
- ・所得金額 1000 万円以下の場合において、面積要件を緩和（50 平米以上→40 平米以上）
- ・贈与税非課税枠を 2021 年末まで据え置き（当初は 2021 年 3 月から縮小）
- ・次回大綱で住宅ローン控除の控除率を見直し（支払利息＜減税額の状態を是正）

2. デジタル社会の実現

(1) 民間におけるデジタル化の促進

- ・クラウド環境で提供するソフトウェアの試験研究を研究開発税制の対象に

(2) 納税環境のデジタル化

- ・実印、印鑑証明書を求める手続きを除き、国税関係書類の押印義務を廃止
- ・電子帳簿の要件緩和、手続き簡素化

3. グリーン社会の実現

- ・脱炭素化を加速する製品の生産設備、生産工程を大幅に省エネ化する設備投資に対して減税
- ・自動車重量税のエコカー減税の燃費基準を厳格化、延長
- ・自動車税（環境性能割）の軽減措置を 2021 年 12 月末まで延長、燃費基準を厳格化

4. 中小企業の支援

- ・租税特別措置法による中小企業の軽減税率を 2 年延長
- ・中小企業投資促進税制を 2 年延長
- ・中小企業所得拡大促進税制の要件を見直したうえで延長（継続雇用者→新規雇用者も含む）
- ・中小企業の M&A にかかる損失準備金の損金算入を可能に

5. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

- ・ 個人事業主の記帳水準向上のための施策を検討
- ・ 国や自治体の子育て助成を非課税に
- ・ セルフメディケーション税制の手続き簡素化、延長
- ・ 私的年金の拠出限度額に関する制度間の不公平を是正
- ・ 教育資金・結婚子育て資金の贈与税非課税措置について、節税防止策を講じて延長

6. 経済のデジタル化への国際課税上の対応

7. 納税環境の整備

- ・ 国際的徴収回避行為への対応強化
- ・ 短期退職所得への課税について節税防止のため優遇要件を厳格化
- ・ 金密輸に対応するための消費税の仕入税額控除の見直し

8. その他

- ・ 非居住者のカジノ所得を非課税に（2022 年度以降具体化）

（出所）自由民主党・公明党「令和 3 年度税制改正大綱」より第一生命経済研究所作成。

以上

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

